

日行連発第47号
平成28年4月13日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

厚生労働省からの「高齢者向け給付金」の周知依頼について（お願い）

厚生労働省より「高齢者向け給付金」の支給促進に係る周知依頼が別紙のとおりございました。

つきましては、今月中に、厚生労働省より貴会宛に本件周知に関するポスターとチラシが直接送付されることとなっておりますので、所属会員等への周知対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

<送付内容>

1単位会につき、ポスター（B3版）1部、チラシ（A4版）100部を送付予定。

<別紙>

「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に係るポスター等の設置への協力依頼について」厚生労働省

以上

平成 28 年 4 月 1 2 日

日本行政書士会連合会 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の
支給促進に係るポスター等の設置への協力依頼について

平成 27 年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の広報については、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成 27 年 12 月末時点で 1,800 万人以上の方に支給することができております。

さて、政府においては、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組んでいくこととしており、平成 27 年度補正予算により、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、新たに「高齢者向け給付金」（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を支給することとなりました。

厚生労働省においては、「高齢者向け給付金」についても支給事務を担当いたしますが、本給付金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じ、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、ポスター・チラシの設置について、引き続き、御協力を賜れば幸いです。

なお、平成 28 年度予算案において、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）が計上されており、本年秋を目途として支給を開始する予定であるため、頃合いを見まして、両給付金のポスター・チラシの設置についても改めてお願いしたいと考えておりますので、申し添えます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

(担当者連絡先)

厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室
安西、田中、槇田（内線 2121、2133）
電話 03-5253-1111（代表）

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じゃ！ 高齢者向け給付金。

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が
異なります。

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方



カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

オー! み な い い きゅう ふ

0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、
4月1日～7月31日は土日祝も開設。)

■IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「高齢者向け給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(☎9110))にご連絡ください。

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給対象者

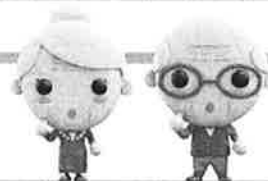
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方
(ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。)



Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」とはどのような人ですか？	A.平成27年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において、課税者の扶養親族になっている方は除きます。)
Q.年金を受給していなくても、今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域によって異なりますが、収入が年金のみで東京23区等にお住まいの場合、単身者で年収「155万円」、配偶者を扶養している場合で年収「211万円」となります。
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上になる方」は、いつまでに生まれた人ですか？	A.昭和27年4月1日以前に生まれた方です。 (昭和27年4月1日に生まれた方も含みます。)

支給額

1人につき 30,000円 ※支給は1回です。



申請方法

- 高齢者向け給付金を受け取るためには、市町村へ申請が必要です。
- 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。
(平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570-037-192」または「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ

検索